

令和7年11月4日

各課・室・事務局長 様

北栄町長 手嶋 俊樹

令和8年度北栄町予算編成方針について

日本経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の回復、政府による経済対策の効果などにより、緩やかに回復していますが、物価高騰や海外経済の減速懸念から、先行きの成長ペースは鈍化すると見込まれます。企業の設備投資や賃上げの動きは広がりつつあり、地方経済にも一定の波及効果が見られます。町内でも、観光需要の回復や地元企業の雇用確保の取り組みなど、地域経済の回復に向けた兆しがある一方で、依然として原材料費やエネルギー価格の高止まり、生活必需品の価格高騰、人手不足の深刻化などが事業活動の制約となっています。こうした状況を踏まえ、今後も内外の経済の動向を的確に把握し、地域経済の安定的な成長を支える取り組みを一層強化する必要があります。

北栄町は合併後20年を経過し、町政は2期目を迎えました。地域の一体感の醸成やバランスある発展を指向する時期から、町の未来に向けた新たな展望を描く時期に移行しています。

今年4月の「道の駅ほうじょう」オープン、令和8年度末の「山陰道・北条湯原道路の町内一部区間開通」、令和9年春の「青山剛昌ふるさと館リニューアル」など、北栄町は大きな変革期を迎えています。同時に町民や町内事業者を取り巻く環境は依然として厳しく、特に以下の課題に直面しています。

(1) 歳出増大の構造的課題

人口減少の進展とそれに伴う担い手不足の深刻化、物価高騰に伴う行政支出の増加、高齢化の進展に伴う扶助費など社会保障関係経費の増加、賃上げ等による人件費の増加、公債費については政策金利上昇の影響も懸念されるほか大型投資事業による財政負担も想定されます。

(2) 歳入確保の難しさ

景気の緩やかな回復や企業の賃上げの動きを背景とした給与所得の増加は期待されるものの、依然として経済の下振れリスクや労務単価・原材料価格の上昇の影響も想定され、町税の増収は見込みにくい状況です。

(3) 人的資源確保の困難

専門性の高い行政サービス需要が高まる一方で、専門人材や基幹産業を支える労働力の確保が極めて困難となっています。事業の推進には、財源だけでなく、実行を担う「人」の確保が不可欠であり、既存業務の見直しや外部連携による体制強化が急務です。

令和8年度は、こうした状況を踏まえながらも国の動向を注視するとともに、「第2次北栄町まちづくりビジョン」に掲げる将来像の実現、また「住みたくなるまち」「住み続けたいくなるまち」の実現化に向け、住民ニーズや事実（エビデンス）をしっかりと踏まえたうえで、全ての施策推進の手段を最大限に活用し、提供するサービス及びコストの最適化を大胆に進めます。

そのため、予算編成にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則とします。各事業の今後の方向性を見定めながら、既存事業の大胆な見直しや廃止等の歳出改革をはじめ、事業の選択と集中や歳入確保など見直すべき事業を確実に見直し、事業の優先順位や財源の配分などを徹底して行うこととします。

この大変革期において、職員には「今日は明日の続き」という意識を捨て、変化を常態と捉える姿勢が求められます。全職員がこれまで以上に強い危機意識を共有し、一人一人が全ての事務事業の「責任者」として、大胆かつ着実にスクラップ・アンド・ビルドに取り組み、自らが町の未来を切り拓く変革の推進者となることを強く要請します。

1 予算編成に関する基本的な考え方

(1) まちづくりビジョン、総合戦略の推進

まちづくりビジョン、総合戦略に則った取り組みを引き続き推進すること。

なお、まちづくりビジョン、総合戦略に掲げている目標、方向性について、対応ができていないもの及び不十分なものについては早急に取り組むこと。

(2) 持続可能なまちづくりの実現

全ての分野において、循環型社会の推進などの環境施策や、健康づくり、地域コミュニティの活性化により地域課題を解決できるよう取り組むこと。

(3) 事実や合理的根拠に基づく施策立案の実施

経験や直感に頼ることなく、事実や合理的な根拠に基づいて施策の検討を行うこと。他自治体や県において推進している施策についても、導入に当たっては、町内の現状に基づいて検討や現地の確認を行うこと。

(4) 社会や地域の変化を見据えた積極的な変革の実施

社会や地域の変化を注視し、事業の目的や手法の妥当性について点検を行い、必要なものについては速度感をもって変革に取り組むこと。DXについては、その本質がデジタル化ではなく変革にあることを踏まえ、町の価値や住民サービスの向上、業務の効率化・省力化につながるものについて積極的な推進を図ること。あわせて、情報格差対策など人本位の変革となるよう注意すること。

また、複雑・多様化する地域課題解決、および不足する人的資源・専門人材の確保のため、町民、町内外の人材・企業・教育機関など、多様な主体との協働・連携を経営資源の柱として最大限に活用すること。

(5) 住み続けられるまちづくり

人口減少、頻発する災害、交通状況などの社会情勢の変化を踏まえ、住民生活の安全・安心を確保するため、人口減少・移住定住対策、生活基盤の確保、防災対策のほか、子育て支援、産業振興、企業誘致など幅広い取り組みを積極的に行なうこと。

また、昨今の物価高騰の影響を受けている住民や事業者のほか、社会的・経済的に弱い立場にある人が、安心して住み続けられる地域社会の実現に向けて取り組むこと。

(6) 脱炭素社会の推進

地球温暖化を防止するため、北栄町地球温暖化対策実行計画、北栄町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画のほか、国が進めるGXの動きに留意するとともに、時機を逸することなく各担当業務ですべきことを検討し実施すること。

2 予算化の判断基準

令和8年度予算化の判断にあたり、5つの判断基準を次のとおり設定した。特に、新規事業や拡充事業等、一般財源負担が増となる要求については、①、②はもとより、できるだけ多くの基準を達成する取り組みであること。

《予算を認めるか否か 5つの判断基準》

①住民課題解決	真に住民が求めている施策か。 持続可能なまちづくりのために今取り組むべきか。 ※良かれと思って、何となくこれまで通りの実施は×
②成果の最大化	町民にとっての成果が最大化されるか。事業に伴う経済的な成果は町内に還元されるか。 ※町内企業、人材の活用など
③持続可能性	財源：国、県、民間資金やふるさと納税が活用できないか。 将来負担が最小となっているか。 担い手：将来を担う人づくりに繋がっているか。
④効率性	これが最も良い方法か。 担い手として町がふさわしいか。(町がすべきことか) ※一番うまくできるのは誰ですか？
⑤大局的な視点	国や他自治体等の最新の動向をとらえているか。 関係人口の持つ知恵やつながりを活かしているか。

3 その他指示事項

(1) スクラップ・アンド・ビルド

- ・全ての事務事業についてゼロベースで洗い直し、思い切って事業の『取捨選択』を行うこと。
- ・社会情勢や住民生活が刻々と変化し、事業目的が概ね達成されたもの及び住民ニーズがなく投資効果の少ない事業等は廃止・縮小するとともに、過去の既得権や前例踏襲、現状維持という意識を排除すること。
- ・原則、人員は増えないことを前提に、事務の簡素化等により労働時間の抑制を図り、人件費も事業費の一部としてとらえ、積極的な事業の見直しや民間企業等の活用を努めること。

(2) 補助金事業等について

- ・補助事業が『マンネリ化していないか』『真に必要とされているか』をしっかりと検証し、適切な負担割合も含め、関係団体や事業の現状を把握した上で要求すること。
- ・少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については廃止とすること。
- ・要求にあたっては、交付団体の決算書を添付すること。
- ・補助金・負担金以上の繰越金がある場合は、原則として要求を見送るか、事業内容を大

幅に見直すこと。

(3) 財源・政策資源の確保

持続可能な財政運営の観点から、法令や国・県・各種団体等の補助制度について本町の事業の必要性を再確認するとともに、国・県の予算措置状況も十分精査し、全力をあげて事業に伴う財源確保に努めること。また、収入については過大な見積りを避け、正確な財源充当を行うこと。

特に、官民連携の推進や企業版ふるさと納税による収入確保策については、あらゆる事業において実施の可能性を検討し、積極的に取り入れること。

(4) 工事発注、物品及び役務の調達について

工事発注、物品等の調達にあたっては、下記事項に留意すること。

ア 優先調達

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、担当業務での積極的な活用を図ること。

イ 町内事業者の受注機会確保

公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、「北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会増大するよう担当業務での積極的な活用を図ること。

（ 条例抜粋（第6条第3項）
（町の責務）

町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。

4 特別会計、企業会計に関する事項

前記に準じ適正な受益負担の確保と収支の均衡に留意し、一般会計繰入金に安易な財源を求めることのないよう独立採算を基本とすること。

特に、一般会計からの繰入金の額については算出根拠を明確にすること。

5 予算要求書の提出について

予算要求書の提出にあたっての留意事項及び提出期限は、別途通知する。